

令和 2 年度

予算編成方針

財務部 財政課

令和 2 年度予算編成方針

1 本市の財政を取り巻く状況について

(1) 本市財政に関する近年の傾向について

現在の我が国の経済情勢は、本年 10 月に予定されている消費税増税による消費の落ち込みが見込まれるとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会以降の景気の低迷が懸念されるなど、経済の先行きが不透明な状況にある。

本市では、平成 23 年度からの 10 年間を計画期間とする茅ヶ崎市総合計画基本構想において、市民サービスのさらなる向上を目指して、実施計画に位置付けた多くの事業を推進してきた。このことにより、公共施設が再整備されるとともに、ソフト事業についても時代の要請を踏まえた新たな事業展開がなされるなど、より住みやすいまちづくりに向けて成果を上げることができた。

一方で、これらの事業を着実に実施するためには多額の財源が必要となるため、事業実施に当たっては、市税等の一般財源の投入に加え、国や県の補助金等の特定財源を最大限に活用するのはもちろんのこと、市債などの財源についても活用しながら財源確保に努め、事業を実施してきた。その結果、後年度への財政負担は増加傾向となっている。このことに加え、全国的な傾向である扶助費等の社会保障関係経費の大幅な増や、職員数の増加に伴う人件費の増などが重なり、近年の傾向としては、本市の財政状況は厳しさを増している状況にある。

このような状況を踏まえた中で、本市が持続可能な基礎自治体

としての機能を今後も維持していくためには、これまで以上に慎重な財政運営に努めていく必要がある。

(2) 各指標から見る本市の財政状況について

ここでは、決算数値から算出する財政的指標のうち主なものにより、本市の財政状況を概括する。

地方税、普通交付税等の経常的な一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費をはじめとした経常的経費に充当されたものの割合であり、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は、平成29年度決算ベースで97.0%である。同指標に関する近年の傾向としては増加基調にあり、本市の財政状況は硬直の度合いが高まっている状態と言える。そのため、経常的経費のさらなる縮減に努めるとともに、地方税等の一般財源の確保に努めなければならない。

また、財政の健全性を判断する指標である、「健全化判断比率」のうち、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」に関する本市の状況は次のとおりである。

「実質公債費比率」については、財政規模に対する借入金（市債）返済額等の割合であるが、平成29年度決算ベースで「0.5%」であり、近年実施した大型事業等の影響により、今後は数値の悪化が見込まれている。

「将来負担比率」については、財政規模に対して将来支払わなければならない負債等の割合とするストック指標であるが、平成29年度決算ベースで「34.7%」であり、近年の傾向としては数値が悪化傾向にある。

これらの健全化判断比率の悪化の要因は、大型事業による市債の

借り入れ等によるものであり、将来的に財政状況の硬直化につながる固定費の増加を示している。

これらの状況に鑑み、財政の健全性の確保の観点からも、市債の発行に当たっては後年度の財政負担が過大とならないよう、引き続き慎重に運用を行うとともに、今後の施設の老朽化等に対応するため、財政調整基金等の基金の増嵩を図ることが必要である。

(3) 今後の将来推計について

本市の人口推計においては、令和2年の約24.1万人をピークとして、それ以後は人口減少に転じると推計されている。このことと並行して高齢化の進行も見込まれており、令和32年には3人に1人が65歳以上となることが見込まれている。

このような状況の中、本市の財政に関する今後の将来推計においても、市税の大幅な伸びが期待できない中で、全国的な傾向である扶助費等の社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、本市特有の状況として、近年進めてきた大型事業の実施に伴う公債費の大幅な増加が見込まれており、財政負担への影響は甚大である。

また、人件費については、近年進めてきた「働きかたの見直し」の取り組みの結果、時間外勤務手当については一時期の増加傾向に歯止めがかかっているものの、職員数については、市民ニーズの多様化や大型事業の実施などの要因により、10年前の平成21年度では1,867人であったが、令和元年度では2,222人であり、約350人の大幅な増員となっており、中長期的な財政負担が増す要因となっている。このように、人件費、扶助費及び公債費の3つをもって構成される「義務的経費」に関する将来

見込みはかなり厳しいものが見込まれている。

これらの状況を踏まえた中で、本市の財政的な将来展望としては、歳入の根幹をなす市税等をはじめとした一般財源の急激な増加が見込まれない中において、歳出についての抜本的な構造改革を行う等の、これまでの常識にとらわれないようなダイナミックな見直しに着手しない限り、経常的な経費や将来の負担が確定している経費などの固定的な経費を賄うことすら難しくなる可能性があり、あらゆる対応策を最大限に活用して、財源の確保及び歳出の削減に努めていかなければならない状況である。

2 予算編成の基本方針

(1) 令和2年度予算を取り巻く環境

令和2年度は、第4次実施計画の3年目であるとともに、現行の総合計画基本構想の最終年度として、10年間の取り組みの総仕上げを行う重要な年度となる。

基本構想に定めた政策目標・施策目標の達成のため、市民サービスのさらなる充実を図ることを目指して、第4次実施計画に位置付けた事業を着実に実施するとともに、第4次実施計画策定時には捕捉することのできなかつた行政需要に対応する事業についても可能な限り取り組みを進める必要がある。

(2) 予算編成に向けた基本姿勢

上記のような状況を踏まえ、令和2年度予算編成の基本姿勢は次のとおりとする。

第4次実施計画に採択された事業においても、各部局において、

業務計画、事務事業評価及び業務棚卸評価との整合を図り、既存の事務事業に固執することなく、緊急度、優先度を踏まえた事業選択を徹底し、「聖域」を設けることなく取捨選択を行った上で、予算を編成すること。

また、「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」に基づく事業の見直しについて再検討するとともに、地方交付税に影響を与える国のトップランナー方式の動向等を踏まえ、民間委託をはじめとした事業手法の見直しについて積極的に検討すること。

財源については、市税等の一般財源のさらなる確保に努めるとともに、一般財源の縮減の観点からも、国や県の補助金等の各種特定財源について、既存の補助メニューを漫然と活用するのではなく、より補助率や内示率の高い補助メニューへの移行や、新たな補助金の活用などのさまざまな視点での積極的な財源確保に努めること。

なお、前述のような基本姿勢に基づいて予算編成を進めていくためには、職員一人ひとりが今一度財政状況をしっかりと認識し、高いコスト意識を踏まえた中で、これまで以上に全庁的な視点を持ち、職員一丸となって予算編成作業にあたることが肝要であることは言うまでもない。

予算査定においても、上記の方針を基にした厳しい査定になることをご理解願いたい。

3 予算編成手法について

令和2年度予算編成においては、厳しい財政状況に鑑み、すべての

経費に対して一件査定を実施する。

予算要求に当たっては、7月下旬に企画経営課より通知される実施計画採択事業（実施計画策定後に庁議により実施することとされた事業を含む。）に係る調整後の事業費を上限とする。そのために、各課かいで長年積み上げてきたノウハウや経験等に基づいた創意工夫により、再度事業費を精査するとともに、削減を検討すること。

当初予算において、事業費への一般財源の充当を機械的に枠内におさめ、年度途中で不足額を生じさせたり、国庫支出金等の特定財源を過大に見積もり、歳入欠陥を生じさせたりすることがないように十分留意し、さらに計上する科目については、年度の途中で科目更正のないよう留意すること。

また、財政状況が厳しい中、第4次実施計画外かつ庁議を經ていない事業の要求は原則として認めない。

なお、上限額以内で要求された事業についても、予算編成過程における財源不足状況に応じ、査定により削減することがあることを承知されたい。

4 予算編成にあたっての留意事項

（1）年間予算の編成

事務事業の計画的な執行を図るため、年度途中の補正予算を前提とした予算編成は厳に慎むこととし、適切に年間予算を編成すること。編成にあたっては、平成30年度の決算状況及び令和元年度の予算執行状況を踏まえること。

(2) 歳入に関する事項

歳入の見積もりにあたっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査・分析し、地方財政計画や地方行財政に関する国の制度改正の動向等の情報収集に努めるとともに、それにかかわる財源を正確に捕捉し、当初予算に的確に反映させること。特に、制度の変更が生じることが予想されるものについては、関係機関との連絡を密にし、遺漏のないよう努めること。

① 市税

市税収入については、新たな増減要因が判明した場合は、確実に当初予算に反映させること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努めるとともに、より一層の収納率の向上に取り組むこと。合わせて保険料など税外収入を所管する部局とも緻密な連携を図りながら、自主財源の確保に努めること。

各施策分野での事業実施に際しては、地域経済の活性化や企業の誘致が市税収入の増に直結するということを常に念頭に置きながら、事業を展開すること。

② 分担金及び負担金

国庫補助基準等がある場合は、その基準を考慮するとともに、受益者負担の原則に基づき、受益と負担の適正化を図ること。

③ 使用料及び手数料

維持管理経費等を含めたトータルコストを考慮し、受益者負担の割合を適正に設定し、その水準を検討すること。

平成29年2月に策定した「使用料等の減額免除の見直しについて」の考え方にに基づき、使用料等の減額免除の見直しを適切に

実施し、予算に反映すること。

指定管理者制度と利用料金制度を合わせて導入した場合、施設の利用料金は指定管理者の収入となることから、詳細な事項については、行政改革推進室と協議すること。

④ 国・県支出金

国・県支出金等については、関係機関との連絡を密にし、最新の情報を積極的に収集すること。また、交付要綱等を精読し、補助対象を的確に把握すること。近年、補助対象事業であっても、補助金等の補助率どおりの内示が見込めない状況が続いており、令和元年度においても、内示額が歳入予算に満たない事業が多く見受けられたことから、国・県支出金等の確保を関係機関に対して積極的に働きかけるとともに、当初予算においては、実際に想定される交付率を考慮し、的確な額を反映すること。

⑤ 財産収入

新たな財源確保の観点から、各課かいで所管している行政財産については、特定の行政目的を達成するために取得したものであるということは十分に踏まえながらも、「行政財産の貸付制度」の活用の余地が見込まれるものについては積極的な検討を行うとともに、統廃合などを行うことで処分の可能性が見込まれるものについては、売却も視野に入れた検討を行うこと。

⑥ 寄附金

各課かいで所管している特定目的基金については、基金の趣旨及び設置目的等を積極的かつ丁寧に周知し、PRを図ること。

⑦ 繰入金

特定目的基金からの繰入金については、基金の設置目的等に合致する事業に対しての積極的な活用を検討すること。その際には、基金残高の状況を考慮しながら、計画的な活用に努めること。

また、近年、当初予算編成における財源不足を解消するため、財政調整基金からの繰入金を当初予算の歳入として予算計上せざるを得ない状況が続いているが、単年度の予算編成における財源不足を補うための投入は極力控えること。

⑧ 繰越金

繰越金については、地方自治法第233条の2の規定により、決算における剰余金を翌年度の歳入に編入するために計上するものであるが、当初予算の財源として繰越金を過剰に見込むことは財政運営上好ましくないため、適切な水準を計上すること。

⑨ 諸収入

「茅ヶ崎市における広告に関する基本方針（改訂版）」に基づく広告事業を積極的に検討し、実施が見込まれるものについては歳入予算に計上すること。

また、平成29年4月に策定した「ネーミングライツ導入ガイドライン」を踏まえ、本市では実績のないネーミングライツについて積極的に検討し、さらなる自主財源の確保に努めること。

⑩ 市債

市債については、財政上の収入と支出との年度間調整、住民負担の世代間の公平を確保という観点では有効な財源であるが、償還が及ぼす将来の財政負担を考慮し、今後の負担増となることか

ら、市債を活用してでも実施すべき事業なのかという必要性の観点で事業を十分に精査するなど、慎重な運用に努めること。

(3) 歳出に関する事項

歳出の見積もりにあたっては、全ての予算要求事業について抜本的な見直しを行った上で、前年度予算と同額の予算要求をすることを目標とするのではなく、さらなる削減を検討すること。

① 人件費

多くの自治体において職員数が減少傾向にある中で、本市においては前述のとおり、近年の傾向として職員数が大幅に増加している。このことを踏まえ、義務的経費である人件費については、効率的・効果的で持続可能な行政経営を真に目指すために、経営改善方針に位置付けた総人件費の適正化という視点に改めて立ち戻り、不退転の覚悟で職員数の適正化・総人件費の抑制を図る必要がある。

令和2年度においては、働き方改革及び会計年度任用職員制度の開始を踏まえ、各部局において、職員の負担の軽減や時間外勤務手当をはじめとする人件費の抑制を行うため、最先端のICTの利活用を含めた事業手法の見直し、事務改善、事業目的の見直しに伴う休廃止の検討等による業務の効率化・削減を進めるとともに、会計年度任用職員となる従来の非常勤嘱託職員、臨時職員等の人数及び業務時間の精査を図り、民間委託についても、今まで以上に活用を検討すること。

② 物件費

消耗品費、委託料、使用料及び賃借料などの物件費について

は、毎年度定例的に支出する経費が多いが、当該経費について、業務を行う上での必要性、又は、複数年契約や複数施設をまとめた一括発注の活用など、事業手法の見直し等による削減可否などの検証を再度実施した上で、数量・期間・仕様等の見直しを行うこと。

また、指定管理制度を導入している施設の管理運営についても、毎年度、予算上での収入・支出構成を変更せずに予算計上するのではなく、実績を捉えた上で、各経費の必要可否や配置人数の再検討など運営体制の見直しやさらなる収益事業の拡大の検討を行うこと。

③ 維持補修費

維持補修費については、施設の老朽化の進行がさらに見込まれる中では、予算計上に係るニーズは今後さらに高まっていくことが想定される。限られた財源の中、より多くの維持補修を進めていくために、効率的な予算計上に向けて、当該施設の更新計画を捉えた上で、優先順位をつけ、計画的な編成を図ること。

④ 扶助費

扶助費については、10年前と比較して決算額ベースで2倍以上、金額にして約100億円の伸びとなっている。扶助費の増加は財政硬直化の大きな要因となっていることから、「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」に基づき、現在の社会情勢に合った事業への再構築、市単独事業など社会的かつ時代的にも使命を終えたと判断される事業の廃止や見

直しを行うなど、事業の必要性や規模、基準の妥当性等を再度検証し、抑制に努めること。

⑤ 補助費等

補助金については、経常的な経費の中で占める割合などを踏まえ、新たな事業を実施するための財源を捻出する観点から、積極的な削減や見直しが期待されるところである。このことを受け、「茅ヶ崎市における補助金等の見直しについて」で示した基準及び「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」に基づき見直しを行った上で、支出の必要性や補助金の適正額を精査すること。

なお、各種行政協議会等の負担金については、前年度に引き続き削減、廃止に努めること。

⑥ 普通建設事業費

普通建設事業費については、国・県等の補助金や地方交付税措置制度の活用など、財源確保の取り組みを捉えた事業運営を計画すること。特に、国庫補助対象事業の実施については、当該年度の補助金収入だけではなく、財源に市債を充当することで、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置が行われる制度があるため、補助率に満たない国庫内示となり、国庫補助対象事業を単独事業として実施した場合、当該年度だけではなく、後年度にわたり多大な財政影響を与える。このことを踏まえ、国庫補助対象事業については、必ず補助制度を活用した事業運営を計画すること。

また、普通建設事業費は、市債を財源とすることで、当該年度

の一般財源負担の平準化を図ることが出来る。しかしながら、市債の活用に伴う公債費に関する本市の傾向は、近年実施している大型事業の影響により、今後大幅な増加が見込まれるため、後年度の公債費が一般財源からの負担となることに鑑み、後年度の公債費計上を踏まえた計画的な実施を図ること。

さらに、工事手法の見直し等による経費削減を図ること。

⑦ 予算の繰越

年度内の事業の完了が見込めないために行う「予算の繰越」については、単年度予算の例外措置であるということを十分に踏まえ、国の補正予算に伴う事業など真にやむを得ない場合を除いては、極力控えるべきものである。よって、年度内に完了するよう事業の進捗管理を徹底するとともに、事業規模等の見直しを図り、財政規律を順守すること。特に地権者をはじめ、関係機関等との調整を要する事業については、早期に調整を図ること。

⑧ 継続費・債務負担行為・長期継続契約

継続費・債務負担行為・長期継続契約については、単年度予算の例外的措置であり、複数年での事業執行を担保する制度となるが、これらを設定する事業は、将来の財政硬直化の要因となるとともに、財政健全化法に基づく将来負担比率に影響する内容が含まれる場合もあるため、新規、継続、又は変更設定を要する事業については、当該事業の必要性を再検証するなど慎重に検討し、その上で設定を行う場合にあっては、期間・数量等の精査を図ること。

⑨ 土地の先行取得

実施時期が確定していない事業用地の先行取得は、原則認めない。

⑩ 決算事業評価、事務事業評価、業務棚卸評価の反映

9月議会で行われる決算審査における事業評価の結果並びに事務事業評価及び業務棚卸評価の結果については、予算編成過程を通じ、部局内で十分な協議を行った上で反映させること。

(4) 特別会計及び公営企業会計の予算要求について

本市の厳しい財政状況を考慮し、各特別会計に対する繰出金・負担金については、可能な限り一般会計への負担の軽減を図ること。

そのため、事務事業の必要性や効果の観点から絶えず見直しを行い、経営改善の徹底に努めること。

また、制度改革の時期など、常に最新の情報を取り入れるよう努めること。

① 国民健康保険事業

保険者努力支援制度に対応し、収納率の向上対策、特定健診受診率の向上対策などの指標の達成に努め、一般会計への負担軽減に努めること。

② 後期高齢者医療事業

一般会計からの繰入金の対象となる経費の内容や保険料収入額など、歳入歳出ともに精査し、的確な予算要求を行うよう努めること。

③ 介護保険事業

介護保険事業については、「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・

介護保険事業計画」と整合性を図り、計画的かつ円滑な事業運営に努めること。

④ 公共用地先行取得事業

既に借り入れた市債の償還に要する経費を適切に算定すること。なお、新規事業については、事業費を的確に見積もり、必ず庁議決定を経て、予算要求すること。

⑤ 公共下水道事業

下水道整備については、「茅ヶ崎市下水道整備計画」に基づき事業量を精査するとともに、国庫補助金の動向を見極め、財源の確保に努めること。また、経営の合理性・能率性を発揮し、健全な事業経営に努めること。

なお、既設管路等の維持管理費の増加に対しては、施設の現状を踏まえ、事業手法を的確に選択し、経費負担の抑制に努めること。また、受益者負担金については、負担公平の観点から適正な徴収に努めること。

⑥ 病院事業

病院事業については、平成28年度、29年度と2年連続で約10億円の赤字決算になっているとともに、年度末現金現在高についても、平成27年度末の約52億円から、平成29年度末の約29億7千万円と約22億3千万円の減少となっており、急激な減少傾向が続いている。そのような中、地方公営企業である公立病院としての趣旨に鑑み、将来にわたり健全な経営環境のもと、地域の拠点病院として市民に安全で質の高い医療が提供できるよう、収支改善に向けた取り組みを進めるとともに、その取り

組みを踏まえた予算要求を行うこと。

(5) その他

予算要求書作成に関しては、「令和2年度当初予算要求書作成要領」及び「予算要求基準」に基づくこと。